

ゴルフ場利用税の堅持を求める特別決議

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要な財源を受益者に求めるという合理的な仕組みに基づく税であり、その税収の7割がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の様々な行政サービス等に使用されているところである。

ゴルフ場所在市町村は、過疎地域や中山間地域がその約75%を占めており、自主財源の乏しい地域にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

ゴルフ場利用税の廃止は、地方の貴重な自主財源を奪うこととなり、断じて許されない。

また、ゴルフ場利用税は、18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮しながら課税しているところである。

一方、現行と同等の代替財源を地方交付税や受益者の寄附金、ふるさと納税を活用して措置しつつ廃止すべきとの議論があるが、地方交付税により国民全体の税負担を財源とすることは、ゴルフをしない方を含めた国民全体の理解を得られるものではなく、まして寄附金やふるさと納税に至っては、安定的でも恒久的でもなく、ゴルフ場所在市町村にとっての継続性ある財源としては考えられない。

よって、国においては、ゴルフ場利用税の現行制度を今後も堅持するよう強く要望する。

以上決議する。

平成29年10月13日

東海市長会